

2018年3月10日

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム

著作権法と憲法的価値を巡る新潮流

—各国の議論と日本での最新の動き（柔軟な権利制限にかかる改正案も含めて）—

主催：科学研究費補助金 基盤研究A 平成27～31年度

「知的財産権と憲法的価値」

共催：科学研究費補助金 基盤研究A 平成27～31年度

「私人の権利行使を通じた法の実現」

著作権と表現の自由に関するフランスの新たな動き

—Klasen 破毀院判決(2015)のインパクトとその背景—

比良友佳理（京都教育大学講師）

ただいまご紹介に預かりました、京都教育大学の比良友佳理と申します。本日は「著作権と表現の自由に関するフランスの新たな動き」というタイトルで、2015年に下された **Klasen** 破毀院判決を中心に、最近のフランスにおける議論についてご紹介させていただきたいと思います。

本日報告させていただく内容については、フランス法についてはコピーライト 678 号の論文、およびそれに関連してヨーロッパの状況については AIPPI62 巻 12 号掲載の論文も参照していただければと思います。

本日の報告では、初めにフランスの破毀院判決を中心に、著作権と表現の自由の関係について判断した、従来の裁判所の傾向について紹介した後に、2015年の **Klasen** 破毀院判決をご紹介します。続いて、この **Klasen** 破毀院判決が出た背景、及びこれがフランス法にもたらすインパクトについて検討します。さらに **Klasen** 破毀院判決後に下された下級審判決を4件ご紹介した後、2017年の6月に破毀院が再度、表現の自由と著作権について扱った事件がありますのでそれを紹介し、最後に日本法への示唆ということで若干の検討を試みたいと思います。

はじめに、この報告の問題意識としましては、日本においても、あるいは世界各地においても、著作権と表現の自由の緊張関係は今までにないレベルにまで高まっていると考えられます。その背景として、インターネット技術やデジタル技術が発展したということが要因の一つとして挙げられます。これらの技術の発展によって、誰もが著作物の利用者にも、あるいは著作者にもなれる時代になったことで、歴史上かつてないほどに、著作権と表現の自由の2つの権利は対立しているといえるでしょう。

そのような中、ヨーロッパを見てみますと、近年活発な動きが見られます。時系列順にお話しすると、2013年に欧州人権裁判所という裁判所が著作権と表現の自由について扱った判決が出ております。そして、おそらくこの影響を受けてかと思われませんが、2015年にフランス国内の司法裁判所の最上級審に当たる破毀院でも、著作権と表現の自由に関して、今までとは異なる法解釈を示すような判決が下されました。さらに2017年にそれを再確認するかなのような破毀院判決がもう1件出ていると、大まかに述べますとこういった流れになっております。これらの判決は、それまでのフランス国内の裁判所の姿勢とは全く異なるアプローチを提示しており、非常に興味深い動きだと思われしますので、ご紹介させていただく次第です。

早速本論に入ってまいります。そもそも、フランスの著作権法は *droit d'auteur*、つまり「作者の権利」という名前にも表れているように、一般的に作者を非常に厚く保護するとよくいわれています。著作者人格権は著作者の死後も含めて非常に厚い保護がなされています。さらに制限規定はアメリカのような一般的なフェア・ユースがなく、個別の制限規定は限定解釈が原則とされていることから、このようなイメージが持たれているのかと思います。

ですが、従来より、著作権の被疑侵害者側が、表現の自由を一種の抗弁として持ち出して、「自分の行為は著作権侵害かもしれないけれども、表現の自由によって許されるのだ」というような議論が、訴訟において多く用いられてきました。表現の自由の根拠条文は欧州人権条約の10条です。本日お手元にお配りしている資料の通し番号の18ページ、19ページに参照条文がございます。ヨーロッパ人権条約については18ページ、表現の自由に関する10条の条文を掲載しておりますのでご覧になってください。こちらの条文を援用して被疑侵害者側が「自分には表現の自由があるのだから許されるべきだ」というような抗弁を主張することが多くありました。そこでは、被疑侵害者にとっては最後の望みの綱と申しますか、切り札として表現の自由を用いるというような訴訟戦略だといえると思います。

しかしながら、フランス国内の下級審レベルの裁判所は、この抗弁に対する反応が分かれています。欧州人権条約10条の抗弁の検討すらそもそも拒むものや、あるいは抽象的な理由づけで一応形としては検討するけれども最終的には著作権の保護を優先させるというもの、あるいは抽象的に衡量をして表現の自由を優先するものも、メインストリームではないが数件あり、あるいは具体的な理由づけで検討しようとするもの、だいたい大きく分けると4つほどに分類することができるかと思えます。

ただ、破毀院はというと、欧州人権条約10条の表現の自由の抗弁には一貫して否定的な態度を取ってきたというのが従来状況です。例えば、2003年のユトリロ事件破毀院判決があります。この事件は、画家ユトリロの絵画が展示されている展覧会を、テレビのルポルタージュで紹介をした映像があったのですが、そのルポルタージュの中に絵画が2分ほ

ど映像として映し込まれたという事案でした。これはいわゆる映り込みではなく意図的な映し込みの事例になるかと思えます。現在のフランス著作権法では映り込みに対する規定が入っていますので、今は問題になりにくいと思うのですが、当時はそうした規定がなかったので、著作権法だけの解釈でいくと、これは著作権侵害に当たってしまうということでした。そこで、このルポルタージュを放送したフランスのテレビ局は表現の自由を持ちだしたわけです。ですが、破毀院は著作権と表現の自由のバランスは立法者によって著作権の制限規定等に既に考慮されている、そこに制限規定がない、あるいは制限規定の解釈の結果これは著作権侵害だという結論になるのであれば、それ以上に外側から表現の自由を考慮することはできない、というような判断を下しています。

あるいは **Onze Mondial** 破毀院判決という 2007 年の判決もあります。この事件では、サッカー雑誌 **Onze Mondial** 誌の表紙に W 杯のトロフィーの画像が大きく入っているのですが、このトロフィーの著作権は FIFA が管理しており、この **Onze Mondial** 誌を発行した出版社は FIFA に無断でこの画像を掲載したために著作権侵害に問われました。出版社側は表現の自由だという抗弁を主張していましたが、破毀院は、これは単なる著作物の搾取であり、著作権侵害を構成すると述べ、やはり表現の自由の抗弁を退けました。

少し読み方にバリエーションがあるといわれているものとして、**Les Misérables** の続編事件があります。こちらはもう既に亡くなっていて著作財産権の保護が満了していたヴィクトル・ユーゴー作の **Les Misérables** について、第三者が無断で続編を執筆したところ、著作権を管理する遺族などから訴えられたという事件です。2004 年の控訴院判決では、ヴィクトル・ユーゴー本人は続編を拒否する生前の意思があり、それに反しているから著作者人格権を侵害するのだとして、アウトだという判決を下しています。ですが、2007 年の破毀院判決は、キャラクターの性格等を変更しているかどうか、すなわちその著作物の変質、*dénaturation* が生じているか否かという点、そして続編があたかもヴィクトル・ユーゴーの手によるものであるかのような形で、著作者の混同を引き起こすか否かという点が問題になりうると指摘しました。そして、控訴院判決はこの 2 つの点、性質変更と混同の有無を検討せずに、創作の自由を無視して結論を導いてしまっているとして「それは不十分だ」と、「もう一度きちんと検討しなさい」ということで控訴院判決を破毀しております。

その後、2008 年の差戻控訴院判決では、その破毀院の方針に従って検討をしております。続編は精神を変質していない、さらに著作者の誤認も生じさせるような形ではなく、きちんと第三者による続編だと分かるように制作していたということで、結局著作者人格権侵害が生じていないという結論に至っています。この判決の読み方は色々あり、著作者人格権との関係で表現の自由を尊重した判決だと位置づける論者もいますが、他方で、正面から表現の自由、創作の自由、続編を作る自由というものを認めたわけではなく、あくまでも条件つきと申しますか、逆に著作物の精神を変質したり混同を生じさせるような続編は作ってはならないと判じたとも読み取れますので、全面的に表現の自由の抗弁を認めただけではないという風な理解が一般的かと思えます。

このように破毀院は一貫して、ヨーロッパ人権条約 10 条の表現の自由に基づく防御、抗弁を認めてきませんでした。破毀院の従来の姿勢を一言でまとめると、フランス著作権というのは“神聖にして侵すべからざる”ようなものであり、神聖な著作権が表現の自由に対して席を譲るなど論外なのだと言われてきました。

そうした中、2015 年に、次にご紹介します **Klasen** 破毀院判決が登場しました。

この **Klasen** 事件というのは、ファッション雑誌向けの写真を撮っているモード写真家の **Malka** さんという方が撮影した、スライドの画像の右上の、女性の写真がありました。元の画像はこういった色ではなく、全体的な色がブルーに変更されているので、その点にはご注意ください。雑誌に載っていた、この女性の広告写真を、現代アーティストの **Klasen** という人が、アプロプリエーション・アートと言いますか、こういったコラージュ作品に無断で利用したというのがこの事件です。単に切り取って貼ったというだけではなく、写真全体を青色に変更しているというところも少しポイントになっているかと思います。**Klasen** 氏側の言い分としては、「広告と過剰消費のシンボルとして元々の雑誌に掲載されていた時とは全く異なるテーマ、考察を生み出す狙いでこの女性の写真を使ったのだ」というようなことを主張しました。

破毀院に行く前のパリ控訴院の 2013 年の判決では、制限規定の検討をした結果、フランス著作権法上の引用あるいはパロディのどちらにも該当しないとまず判断されております。フランスはパロディの規定がありますが、使い勝手が必ずしもよいわけではなく、パロディに該当するにはユーモアなどの効果を伴わないといけないという要件があり、この作品はそうした目的ではないので、パロディには当たらないという判断です。そこで、表現の自由に基づく抗弁はどうかという点に俄然注目が集まります。しかしパリ控訴院は、表現の自由は正当な他の権利、例えば著作権によって制限されるものであり、「上位の利益が不在」である、すなわち、この事件において、**Malka** 氏の著作権という正当な権利によって **Klasen** 氏の表現の自由は制限されるのであり、表現の自由の方が著作権よりも上回るべきといえるほどの上位の利益がないということで、**Klasen** 氏側の表現の自由が写真家 **Malka** 氏の著作権よりも優位を占めるとはいえないという判断を下しました。

そこで **Klasen** 氏は破毀院に事件を持ち込みました。2015 年の破毀院判決は、非常に短く、あまり多くを語っていないのですが、重要な判事事項として、先ほどの 2013 年の控訴院判決は検討が不十分だと、すなわち、上位の利益の不在を指摘するのみで、著作権と表現の自由という、問題となっている権利間の適切なバランス (*juste équilibre*) の探求について具体的な方法で説明することなしに著作権侵害を優先する判決を下したという点において法的根拠を欠くということで、破毀院になっております。この事件は現在ヴェルサイユ控訴院に移送されて、その後、現時点ではまだ差戻審判決が出たという情報は目にしておりませんので検討中ということになるかと思えます¹。以上が、**Klasen** 事件の概要となって

¹ 本シンポジウム直後の 2018 年 3 月 16 日に、ヴェルサイユ控訴院にて差戻判決が下され

います。一言でまとめますと、Klasen 判決は、著作権と表現の自由の適切なバランスを具体的な方法で検討しないで結論を導いてはいけないうと、両者を衡量しなさいということ述べているので、明らかにこれまでの破毀院の態度とは異なっているのではないかとされています。

なぜこのような態度の急変が生じたか、そして今回の判決がどのような意義を有するのかを次に検討していきたいと思います。今回の Klasen 判決を理解する上で、少なくとも 2 つほど重要な背景要素があるのではないかと考えております。まず 1 点目が、欧州人権裁判所の動向です。欧州人権裁判所とは、EU とは全く異なる枠組みで、ヨーロッパレベルでの人権保障を目指して締結されたヨーロッパ人権条約の実施機関として設立された、人権問題に特化した裁判所で、フランスのストラスブールにあります。この欧州人権裁判所で、著作権と表現の自由について初めて扱った判決、なおかつフランスが当事国になっているという判決が、2013 年に出ています。Ashby 事件という名前と呼ばれています。事案としては、パリコレのファッションショーの様子をオートクチュール協会や各クチュールメゾンに無断でインターネットサイトに写真を配信した申立人らが、フランス国内の裁判所で著作権侵害だと判断され、損害賠償と刑事罰が課されたのが発端です。申立人の言い分としては、自分たちにはヨーロッパ人権条約 10 条が保障する表現の自由があるとして、著作権と表現の自由の対立が人権マターということで人権裁判所に持ち込まれました。

人権裁判所の判決の詳細は少し時間の関係で飛ばしますが、結論として国内裁判所が著作権侵害に基づき損害賠償などを命じたとしても人権条約 10 条違反にはならないとしたのですが、ポイントとしては、現行の人権裁判所のシステムで初めて著作権の問題が扱われ、なおかつ、著作権行使に基づく国内裁判所の措置が人権条約 10 条の表現の自由に対する干渉に当たるという抽象論を展開した点が重要です。

また、ポイントの 2 つ目として、今回の事案に限っては 2 つの理由から「特に広い評価の余地」が各国にあるから、各国の判断を尊重する、人権裁判所としては条約違反だとしないと判断した点も注目に値します。その理由とは、第一に、今回問題となった表現が商業的表現であったこと、第二に、表現の自由の対抗利益である知的財産権の方も、ヨーロッパ人権条約の第 1 議定書 1 条が定める財産の保護という条文で保障される人権条約上の権利だからという点です。これら 2 つの理由に基づいて、特に広い評価の余地がフランス国内当局に認められ、それゆえフランス国内裁判所の判断を尊重しますという判断枠組みになっています。ただ、非常に含みを持たせた言い方になっていますので、今後、非商業的表現が問題になるなど別の事案において、人権裁判所が著作権に基づく表現の自由の制限が条約違反だと判断する可能性は残されているとみられています。

Klasen 判決はこの Ashby 判決に直接言及はしていませんが、Ashby 判決はフランス

たとの情報に接した。CA Versailles, (1^{re} Ch., 1^{re} sect), 16 mars 2018, A. Malka c/ P. Klasen n° 15-06029.

が当事国であり、なおかつ **Ashby** 判決からさほど時間を空けずに **Klasen** 判決が下されていることから、何らかの影響があったとみて良いのではないのでしょうか。

また、**Ashby** 判決としては締結国に広い評価の余地を認めたので、フランスとしてはそれを受けて自分の国が持っている評価の余地の中でどのような立場を選択するかは選べたと考えられます。一つの選択肢としては、立法に調整を委ねる従来立場通り、著作権の制限規定の中に表現の自由への配慮は組み込んでおり、立法の中で決着が付いているという立場です。もう一つの選択肢は、そうではなく裁判所がケースバイケースで表現の自由を衡量していかなくてはならない、という立場です。大きく分けるとこの2つの選択肢がフランスにはあったと思うのですが、今回の2015年の**Klasen**判決は、あえて後者の立場を選択したことを表明したという意義があるのではないかと思います。

また、ヨーロッパレベルのもう1つの裁判所である欧州司法裁判所の判決との関連についてもいくつか指摘があります。先ほどご紹介した、**Klasen**判決の中にあつた「適切なバランス」というキーワードが、欧州司法裁判所がいくつかの判決の中で言及している「著作権と基本権の **fair balance**」を意識したものではないかという指摘です。つまり、**Klasen**判決のいう「適切なバランス」とは、欧州司法裁判所のいう「**fair balance**」のフランス・バージョンなのではないか、という見方です。

以上をまとめますと、**Klasen**判決の背景として、ヨーロッパレベルの人権裁判所と司法裁判所という2つの裁判所の影響が少なからずあるのではないかとみられています。

そして、フランスの学説では、今回の**Klasen**判決が「フランス版フェア・ユース」を認めたものではないかと非常に話題になっております。**Klasen**事件の結論がどうなるかはさておき、この一般論自体が非常に重要な方向性を示したのではないかということです。適切なバランスを具体的な方法で衡量しなければならない、という一般論自体が、破毀院の従来立場を大きく変更し、良くも悪くも「パラダイム・シフト」、「大きな一歩」だという風にいわれていますし、あるいは「パンドラの箱を開けてしまった」というような評価もなされています。そもそも、フランス著作権法は制限規定が限定列举方式になっている上に、その列举されたそれぞれの制限規定は厳格に解釈するのが原則となっています。さらにEU情報社会指令上の要請から、フランス国内レベルで自由に制限規定を導入できたりするわけではありません。そのため、情報社会の発展に応じて、フェア・ユースのような、もう少し柔軟な制限規定を導入すべきではないかという声もなくはないのですが、基本的にはフランスは閉じられた制限規定のシステムの国だという理解が強く、これが伝統的な学説になっています。ですが、今回の**Klasen**判決のように、著作権法の枠外から表現の自由という価値を持ってきて著作権の方を制限するとなると、これはすなわち開かれた制限規定にシフトしていくことを意味するのではないかとされています。これを、フランス版フェア・ユースと呼ぶのが適切かどうかは分かりませんが、それぐらいのインパ

クトがある判決だと言われています。

ただ、Klasen 判決への学説のリアクションは賛否両論、非常に評価が分かれており、否定的学説のほうが少し強いように見受けられます。Klasen 判決に肯定的な学説は、従来の制限規定の枠組みに囚われない柔軟な解釈が可能になるだとか、調整を裁判官がケースバイケースで行ってフレキシブルに対応できるといった形で賛成されています。それに対し、否定的な伝統的な学派は、法的不安定性を引き起こすし、そもそもフランス法の伝統に相容れない、これは混乱を引き起こす、問題の多い判決だと強く批判を加えています。

Klasen 判決が下された後、同種の事件で下級審判決はどのような態度をとっているのか。見つけられた限りで 4 件ありました。それらを分析すると、従来の伝統的な枠組み、すなわち Klasen 前の破毀院判決に戻るものと、Klasen の枠組みに追従しているとみられるものとで 2 件ずつあると思われます。ただ、いずれも著作者本人が死亡している事件なので少々特殊性はあるかもしれませんが。その点にはご留意頂きたいのですが、順番にご紹介していきます。

まず 1 件目が *La danse des chevaliers* 事件です。これは、音楽の著作物の類似性が問題になった事件ですが、原告の楽曲はクラシック音楽の、『ロメオとジュリエット』の 1 節、「騎士たちの踊り」というものです。それに対し、Hélène という方が似たような旋律のメロディーを使った楽曲を作曲したということで、訴えられた事件です。私は実際に問題となったメロディーを聞いてみたのですが、かなり似ているように感じました。この事件で被告側は、ちょうど Klasen 判決が下されたばかりでしたので、もしかするとそれに乗じたのかもしれませんが、表現の自由に基づく抗弁を持ち出してきました。ですが、被告は、自分には表現の自由がある、という程度しかきちんと主張していなかったため、パリ控訴院は、裁判所が具体的な方法で検討できるような議論を被告は全く展開しておらず、ただ単に表現の自由を持ち出すだけでは裁判所としても衡量しようがない、と述べ、表現の自由に基づく抗弁は退けられています。しかもパリ控訴院は、「著作権は立法者がそれに見合った限界を与えるものだ」とも述べており、Klasen 判決以前の破毀院の抽象論に戻るかのような判決を下しているというのがこの判決の特徴です。

2 件目がカルメル派修道女の対話事件です。元々、「カルメル派修道女の対話」というオペラ作品がありましたが、それをロシア人の演出家がかなり大胆に演出変更をしたということが問題になった事件です。特に、ラストシーンにかなり大きな演出の変更を加えることが問題になりました。元々、オリジナル版のオペラのシナリオは、フランス革命時代を舞台にしており、ラストシーンでは修道女達が次々にギロチンで処刑されていき、登場人物の 1 人である Blanche という女性もギロチンで亡くなる様子が描かれています。それに対して、このロシア人の演出バージョンでは、現代を舞台にしており、登場人物の衣裳なども現代の人間の格好になっています。しかも、ギロチンではなくガスが充満した小屋に修道女達がいて、それを登場人物の 1 人である Blanche が助けに入ったところで小屋

が爆発すると、そういった演出になっています。ただ、音楽、セリフには全く改変を加えていません。演出だけをこういった形に変えているという変わった事件になっています。ご参考までに、スライドでお示ししている左側の画像が、伝統的な演出で演出された例の1つで、フランス革命時代が舞台だということがお分かりになるかと思います。それに対して、ロシア人の演出家版のものが右側の画像です。服装も現代風ですし、ラストシーンの、ギロチン台の代わりに使われたガスが充満した小屋が DVD のジャケット写真にも使用されています。この事件でパリ控訴院はまず、著作物そのものの変質は生じていないと判断しています。なぜなら、セリフや楽曲は一切変更せずそのまま忠実にやっているからだということです。ですが、著作物の精神の変質は生じていると判断しています。すなわち、たとえ演出家に何らかの演出の自由のようなものが認められるとしても、その自由は著作物の尊重に関する著作者人格権による制限を受けるのだと述べ、ラストシーンの演出変更は一解釈にとどまらず作品の精神を変えてしまうと判断し、著作者人格権侵害に該当すると判断しました。これに対し、芸術界限からは、芸術に口輪をする、現代オペラが軒並み演出できなくなってしまう、などの声が聞かれ、評判の悪い判決となっています。また、**Klasen** 破毀院判決の枠組みからも逸れているということで、破毀院判決との整合性という観点からも批判がある判断になっています。

3 件目が「Liberté」という詩に関する事件です。レジスタンス運動の時代に、詩人 Paul Eluard が作った「Liberté」という詩がありました。それに対し、ハリウッド映画『マップ・トゥー・ザ・スターズ』という映画が作られました。この映画は、落ちぶれた子役の人生を描いた作品で、レジスタンス運動とは全く関係のないストーリーです。この映画の中で、登場人物が、詩の何小節かを朗読したシーンがあり、これは、詩の文脈を変えてしまうのではないかとということで Eluard の遺族が訴えたという事件です。この詩は、自由を求めるといって非常に感動的な内容になっており、レジスタンス運動の象徴、心の拠り所とされたもので、それをハリウッドが舞台の、子役が落ちぶれていく様を描くような映画作品の中で使われたということが、トラブルの原因だったと思われます。要するに、フランスのレジスタンス運動の象徴という、崇高な詩が、ハリウッドを舞台にしたアメリカ的で、俗っぽい文脈で使われたということにおそらく遺族の方は怒ったのではないかと思います。しかし、裁判所は著作物の精神の変質は生じていないということで、訴えを退けています。

裁判所曰く、二次的著作物の表現の自由は、原著作物が創作された歴史的あるいは事実的文脈に封印されることなしに行使できるものでなくてはならないとして、レジスタンス運動の象徴的な詩であろうとも、それを関係のない映画に使うことは可能だというような判断を下しています。

最後の4件目は、**Naked** 事件あるいは **Koons** 事件と呼ばれているものです。1970年に **Bauret** という写真家の方が撮ったのが「**Enfants**」という白黒の写真があり、このスライド左側の画像です。それに対して、アメリカでも色々な訴訟沙汰になっている、現代アーティストの **Koons** が、1メートルくらいの立体の陶器製の立体像を作りました。それが

右側の画像です。見比べると、写真をそのまま立体化したのではなく、若干ポーズが変わっていますし、男の子が花を持っているといったアレンジが少し加わっています。Koons がいうには、この 2 人の裸の少年と少女をアダムとイブに見立てた等、色々な意味が込められているとして、Koons はフェア・ユース的な主張を展開しました。しかし、裁判所は、Koons はなぜこの写真を使用しなければいけなかったのかということ十分に説明しておらず、さらに Bauret の写真は公衆にあまり知られていなかった写真なので、この写真でなくてはならなかった理由も特になく、さらに Bauret の写真を Koons はポストカードとして入手したそうなのですが、ポストカードには作品名や写真家の名前などが書いてあったのだから、Bauret の関係者にきちんと許諾を求めることができたはずだ、と指摘しています。そして、結局 Koons の利用は創作的な労力の節約だということで、表現の自由に基づく抗弁は認められないという判断を下しました。結論としては Koons 側が主張した表現の自由の抗弁を退けてはいるのですが、表現の自由に基づく抗弁を比較的丁寧に、具体的に検討しようとした点が特徴的でしたので、異論はあるかもしれませんが、この判決はどちらかという KLASSEN 判決の枠組みに従った判決ではないかと個人的には考えております。

以上のように、KLASSEN 判決後の下級審は半々に分かれるような形だったのですが、2017 年 6 月に、先ほどご紹介したカルメル派修道女の対話事件が破毀院に持ち込まれ、判決が下されました。破毀院は、控訴院の判決を破毀しました。まず、ロシア人演出家による演出変更によっても、著作物の精神の変質は生じていないと判断しました。なぜなら、セリフや音楽には一切手を加えておらず、なおかつ、オリジナル版が描いていた大切な主題である希望や殉教といったテーマを尊重しているからだと述べています。さらに、欧州人権条約 10 条の表現の自由の抗弁についても、演出家の創作の自由と著作者の著作者人格権の保護の適切なバランスの探求を行う必要があったのに控訴院は検討していない点で法的根拠を欠くとして、もう一度きちんと検討せよとして破毀しました。この事件も偶然ですが、KLASSEN と同様に、ヴェルサイユ控訴院に移送されています。

この判決のポイントとしては、カルメル派修道女の対話事件破毀院判決によって KLASSEN 破毀院判決のアプローチが再確認されたという点です。しかも、その射程が著作者人格権の事例にも適用され、さらに著作者の死後の事例にも適用されるということが明らかにされた点が重要かと思われます。ただし、残された疑問としては、先ほどの KLASSEN の事件は著作財産権と表現の自由のケースでした。それに対してこのカルメル派修道女の対話事件の方は、著作者人格権と表現の自由が問題となったケースでした。著作財産権と著作者人格権、異なるタイプの権利が問題となっているのですが、それぞれに応じて「適切なバランス探求の具体的な方法」は異なるのでしょうか？また、求められるバランスのレベルといったものに、何か違いが生じるのでしょうか？この点について、破毀院は全く語っていないので、この辺りは今後持ち越された問題だと思います。

以上を踏まえまして、最後に、日本法へどのような示唆が得られるかを考えてみたいと思います。破毀院の **Klasen** 判決とカルメル派修道女の対話判決で用いられた新しいアプローチが今後フランスでどの程度定着していくかは、正直に申し上げて、まだ未知数ではないかと思っております。なぜなら、非常に学説から強い反対にあっているからです。さらに、破毀院は「適切なバランスを具体的な方法で探求せよ」としか言うておりませんので、具体的な方法というのは一体どういった枠組みなのかという基準について、一切示されておられません。「具体的な方法」は今後の下級審の積み重ねなどによって洗練されていくかもしれませんし、個人的には期待を込めて引き続き注目していきたいと思うのですが、本当にまだ新しく出たばかりの動きですので、今回の判決の方向性が今後どの程度成熟するかはまだ何ともいえない状況です。ですので、直ちに今回の新しいアプローチをぜひとも日本はすぐ輸入すべきだと主張するつもりはございません。しかしながら、アメリカとフランス、そして日本の三カ国の比較をしてみると、少し日本法にとっても示唆があるのではないかと思っております。

著作権と表現の自由に関するアメリカの状況については、先ほど中山先生から既にご紹介がありました通り、複数の最高裁判決が出た結果、現在では修正一条が保障する言論の自由と著作権の調整に関しては、著作権立法の中にあらかじめ組み込まれた調整原理によって既に調整が済んでおり、従って外在的、追加的な審査は不要だという考え方が確立しています。最高裁がいうところの、著作権法に内在する調整原理とは、アイデア・表現二分論とフェア・ユース、あるいは場合によっては保護期間も含まれることがありますが、こうした著作権法に内在する仕組みでもう調整済みである、というのがアメリカの基本的な姿勢でした。

それとフランスと日本を比較してみますと、日本はどちらかというと、制限規定については限定列举方式ですのでフランス寄りなのではないかと思われれます。日本はアメリカのフェア・ユースのような一般条項を欠いている以上、予め十分な調整原理を著作権法に内包しているといえるかについては、アメリカほど樂觀視はできず、むしろ疑問視していかなければいけないと個人的に考えております。同様に制限規定について限定列举方式を採用しているフランスが最近新しいアプローチを採用したことは、日本にとって決して他人事ではないのではないのでしょうか。フランスのように、著作権侵害において表現の自由を抗弁として認めるという方向性を、日本も検討してみる価値は十分あるのではないかと思います。また、日本では、これまでも日本版フェア・ユースの導入に向けた議論が何度も行われていますが、いずれも立ち消えてしまっています。そういった中で、表現の自由を基礎に置いた、利用者側の何らかの抗弁を裁判所が認めれば、立法ルートではなかなか実現に至らない柔軟な著作権の制限が可能になるかもしれません。表現の自由という憲法的価値を使って、立法ルートではなく司法ルートによって、現状を打破する1つのきっかけになる可能性を秘めているのではないかと思います。

それから、アメリカとフランスを比較すると、アメリカは **copyright** の国で、フランス

は *droit d'auteur* の国ということで、よく著作権の基本的な考え方が正反対な国だといわれることがあります。インセンティブ論の考え方が強いアメリカは、一見すると経済的利益保護のために限って権利を付与しているというイメージで語られることが多いですが、実際には憲法、言論の自由との関連では、著作権の方を優先させ、厚く保障する結果になっています。逆に、フランスは著作者の権利を厚く保障するというイメージで語られることが多いと思いますが、最近の動きでは表現の自由に基づいて著作権を制限することも辞さないという方向になりつつあり、その意味で逆説的で、興味深い現象が生じているように思われます。また、フランスでは 2008 年に憲法改正があり、法律が憲法に違反しているかどうかの違憲審査を事後的にも審査できるように制度変更がなされましたので、著作権法の条約適合性に加え、憲法適合性という観点からの議論が今後さらに進んでいくのではないかと期待しております。

最後は駆け足になりましたが、フランスの状況ということで私からの報告は以上になります。ご清聴をどうもありがとうございました。